

写

鳥労発基 0826 第 1 号
令和 7 年 8 月 26 日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 殿

鳥取労働局長 山下禎博

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、鳥取県労働組合総連合議長から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び同法 12 条に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。